

【刑 法】

問題

スーパーマーケットA店の接客係の店員であった甲は、経営者Bからささいなミスを理由に解雇されたため、Bに仕返ししたい、金を取ってやりたいと考えた。甲は、A店で経理を担当している乙であれば、事務室の金庫のダイヤル番号や鍵の保管場所を知っているだろうと考え、乙に対し、A店の閉店後に売上金を盗みに入り山分けしようと思いをもちかけた。乙は、金融機関に多額の借金があったため、甲の誘いに乗ることにし、日曜日の閉店後には多額の売上金がA店の事務室の金庫に入っていること、金庫のダイヤル番号が「1234」であること、金庫の鍵はBの机の引き出しにある缶の中に入っていることを甲に話した。

犯行日と決めていた当日になって、乙は、ふとA店に盗みに入ったら、金庫のダイヤル番号を知っている自分が疑われることになると考えて、急に盗みに入るのが恐くなった。乙は、待合せ時刻の30分前に甲に電話し、「体調が悪いので一緒にA店に盗みに入ることはできない。」と話した。甲は、「今さら何を怖じ気づいているんだ。早く来い。」と言って電話を切った。甲は、A店近くの待合せ場所に行き、乙を待ったが、現れないので、一人でA店に盗みに入ることにした。

甲は、一人でA店に行き、A店の裏口ドアは施錠が緩いのでドアを持ち上げると解錠することを知っていたため、そのようにして裏口ドアからA店の中に入った。甲は、持参した懐中電灯を照らしながら事務室に行き、Bの机の引き出しの缶の中に金庫の鍵を見つけて取り出し、金庫の鍵穴に差し、ダイヤルを回していたところ、突然、事務室の灯りが点いてBが入ってきた。Bは忘れ物を取りに戻ってきたのであった。Bは、甲の姿を見つけて、「甲、何をしている。さては金を盗みに来たな。警察に突き出してやる。」と叫んだ。甲は、警察に捕まりたくないと考え、とっさにBの机の上にあったハサミを両手で握って持ち、Bに体当たりしながら、ハサミをBの腹部に突き刺した。Bがその場に倒れたため、甲は何も取らずに逃げ出した。Bは加療2週間を要する腹部刺創を負った。

なお、甲には、Bに対する殺意はなかった。

以上の事例に基づき、甲及び乙の罪責を論じなさい。ただし、特別法違反の点は除くものとする。